

目次

沖縄総合事務局編

■ 本書について	2
■ 最近の主な改正概要	3
■ 略語について	4

第1章 基礎法令・整備関係法令

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	26
6 整備工場の認証制度	35
7 指定制度（工場関係）	46
8 指定制度（検査員関係）	54
9 指定制度（保安基準適合証関係）	56
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	71

第2章 検査関係

1 自動車の構造関係	76
2 自動車の装置一般	83
3 自動車の車体関係	88
4 自動車の室内関係	95
5 自動車の騒音・排ガス関係	105
6 自動車の灯火関係	109
7 警音器・後写鏡・速度計 他	123
8 テスタ等による機能維持確認	129

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	144
2 過去出題例と解説	146

第4章 年度別試験問題

1 令和4年度	178
2 令和3年度	188
3 平成2年度	198
4 平成元年度	206
5 平成30年度	214
6 平成29年度	223
■ 卷末資料	232

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和元年5月24日
法律第14号まで
- ◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで
- ◎点検基準：令和2年2月26日
国土交通省令第6号まで
- ◎審査規程：令和5年2月16日
第48次改正まで

本書について

本書は、沖縄運輸局において平成28年度から令和3年度までに行われた合計6年分の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 第1章 基礎法令・整備関係法令（10区分） | 第2章 検査関係（8区分） |
| 第3章 計算問題（6年分） | 第4章 年度別試験問題（6年分） |

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する。
- ②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号で記入する。
- ③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句又は数値を記入する。

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[H30]であれば、平成30年度の試験問題であることを示します（Hは平成、Rは令和を示しています）。また、[R1/H30]のように、併記している場合は、令和元年度と平成30年度に同一問題が出題されていることを示します。

[H30改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文に手を加えていることを示します。なお、本書は目次の《法令の改正》に示した時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいと、編集部で一部、手を加えている部分があります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが一部を除き、本書では「審査事務規程」を取り上げています。基本的に、問題文に対応した法令を抜粋して掲載していますが、過去に出題されたことがあり、かつ重要な項目については参考として、部分的に掲載しています。また、特に注釈がない限り、乗用自動車の基準をまとめています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、平成29年度から令和4年度までに行われた合計6年分の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。また、計算問題については省略しています。第3章の該当年度の問題を参照してください。

保安基準は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和5年版」（定価2,200円）及び保安基準及び審査事務規程の原文をまとめた「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和5年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：基本的に現行の法規集に従い、目次の《法令の改正》に示した時点での法令に対応しています。したがって、それ以降の法令改正については、ご注意ください。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認ください。⇒ <https://kouronpub.com>（または「公論出版」で検索）

第1章 基礎法令・整備関係法令

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別	7
4. 自動車の種別の分類	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般効力	9
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印	10
4. 変更登録	11
5. 移転登録	12
6. 永久抹消登録	12
7. 一時抹消登録	12
8. 自動車登録番号標の表示	13
9. 車台番号等の打刻	13
10. 打刻の塗まつ等の禁止	13
11. 譲渡証明書	14
12. 臨時運行の許可	14
13. 回送運行の許可	15

3. 保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	17
2. 日常点検整備	18
3. 定期点検整備（点検期間）	19
4. 点検整備記録簿	21
5. 整備管理者	22
6. 整備命令等	23
7. 技能検定	24
8. 自動車車庫	25
9. 点検及び整備に関する手引	25

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	26
2. 新規検査	27
3. 自動車検査証の有効期間	27
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	28
5. 継続検査	29
6. 臨時検査	30
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章	31
8. 自動車検査証の記録事項の変更	31
9. 構造等変更検査	31
10. 自動車検査証の返納等	32
11. 自動車検査証等の再交付	32
12. 予備検査	32
13. 限定自動車検査証	33
14. 自動車の指定	33
15. 自動車部品を装着した場合の取扱い	34

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	35
2. 認証	36
3. 認証基準	36
4. 特定整備事業者の変更届等	39
5. 特定整備の定義	40
6. 特定整備事業者の標識	41
7. 特定整備事業者の義務	42
8. 特定整備記録簿	42

9. 設備の維持等	43
10. 特定整備事業者の遵守事項	43
11. 整備主任者	44
12. 事業の停止等	45
13. 不正改造等の禁止	45

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業者の認定	46
2. 指定自動車整備事業の指定	46
3. 指定の申請	47
4. 対象自動車の指定	47
5. 指定工場の設備、技術及び管理組織	48
6. 検査の設備の基準	51
7. 作業場等の基準の解釈	52
8. 検査の設備（共用）	53
9. 検査の設備（車検成績）	53
10. 設備の維持	53
11. 検査用機器の校正	54

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	54
2. 自動車検査員の兼任	55
3. 自動車検査員の要件	55
4. 自動車検査員の解任	55
5. 自動車検査員の研修	56

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 保安基準適合証の交付	56
2. 保安基準適合証等に 記載すべき事項の提供	58
3. 指定整備事業者の点検の基準	58
4. 保安基準に適合しなくなる おそれのある部分	59
5. 自動車検査員による証明（証明方法）	59
6. 走行距離計表示値の取扱い	60
7. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	60
8. 自動車検査員による検査	60
9. 自動車検査員の服務	61
10. 自動車検査員の作業区分 及び完成検査場での作業	62
11. 保安基準適合証等の有効期間	63
12. 保安基準適合証を提示した 場合の取扱い（中古新規検査）	63
13. 保安基準適合標章の表示	65
14. 保安基準適合証の取扱い （記載方法）	65
15. 保安基準適合証の取扱い （不正使用の防止等）	66
16. 保安基準適合証の取扱い （最終検査申請日）	67
17. 自賠責保険証明書の備付け	69
18. 自賠責保険証明書の提示	70
19. 限定保安基準適合証	70

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項等）	71
2. 指定整備記録簿の記載要領（1）	72
3. 指定整備記録簿の記載要領（2）	73
4. 指定整備事業者の罰則の適用	73
5. 保安基準適合証の交付の停止	73
6. 指定整備事業者の変更届	74
7. 不正使用等の禁止	74

第2章 検査関係

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	76
2. 二輪車の基準を適用する自動車	78
3. 不適切な補修等	78
4. 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認	79
5. 長さ、幅及び高さ	79
6. 最低地上高	80
7. 車両総重量・軸重・輪荷重	81
8. 安定性	82
9. 最小回転半径	82
10. 接地部及び接地圧	82

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	83
2. 速度抑制装置	83
3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール）	84
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）	84
5. かじ取装置	85
6. 施錠装置	85
7. 衝突被害軽減制御装置（自動ブレーキ）	86
8. 制動装置	86
9. 緩衝装置	87
10. 燃料装置	87
11. 電気装置	88
12. サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム	88

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分）	88
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）	89
3. 車枠及び車体（側面方向指示器の突出）	90
4. 車枠及び車体（リア・オーバーハング）	90
5. 車体表示	91
6. 巻込防止装置	91
7. 突入防止装置	92
8. 前部潜り込み防止装置	94

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	95
2. 運転者席	95
3. 座席	96
4. 座席ベルト	97
5. 座席ベルト非装着時警報装置	99
6. 頭部後傾抑止装置	100
7. 年少者用補助乗車装置等	100
8. 通路	101
9. 立席	101
10. 乗降口	101
11. 非常口	102
12. 物品積載装置	102
13. 窓ガラス	103
14. 窓ガラス貼付物等	103

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	105
2. 排出ガス等の発散防止装置（機能維持）	106
3. ブローバイ・ガス還元装置	107
4. 燃料蒸発ガス発散防止装置	107
5. 排気管	107

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	109
2. すれ違い用前照灯	109
3. 前部霧灯	110
4. 側方照射灯	110
5. 車幅灯	111
6. 昼間走行灯	112
7. 前部反射器	112
8. 側方灯・側方反射器	112
9. 番号灯	114
10. 尾灯	114
11. 後部霧灯	115
12. 後部反射器	115
13. 大型後部反射器	116
14. 制動灯	117
15. 補助制動灯	118
16. 後退灯	119
17. 方向指示器	120
18. 補助方向指示器	120
19. 非常点滅表示灯	121
20. その他の灯火等の制限	121
21. 速度表示装置の速度表示灯	123

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	123
2. 非常信号用具	124
3. 後写鏡	124
4. 直前及び側方の視界	125
5. 窓ふき器等	126
6. 速度計等	126
7. 消火器	127
8. 運行記録計	127
9. 緊急自動車	128
10. 道路維持作業用自動車	128
11. 自主防犯活動用自動車	128
12. 旅客自動車運送事業用自動車	128
13. 乗車定員	128

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）	129
2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	130
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	130
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	135
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）	137
6. 前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）	140
7. 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）	142
8. 警音器の大きさ（騒音計等）	142
9. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	142
10. サイレンの音の大きさ（騒音計等）	143

第3章 計算問題

1. ブレーキ制動力

(その他保安基準適合性の判定)

- 1. 制動力の判定基準の単位 …………… 144
- 2. 制動力の判定基準値 …………… 145

2. 過去出題例と解説

- 1. 令和4年度第1回 問題 …………… 146
- 2. 令和3年度第1回 問題 …………… 151
- 3. 令和2年度第1回 問題 …………… 156
- 4. 令和元年度第1回 問題 …………… 161
- 5. 平成30年度第1回 問題 …………… 166
- 6. 平成29年度第1回 問題 …………… 171

1. ブレーキ制動力 (その他保安基準適合性の判定)

1 制動力の判定基準の単位

- ①制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。
- ②「N」は力の単位である。1Nは、質量1kgの物体に 1 m/s^2 の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約 9.8 m/s^2 であることから、質量1kgの物体に作用する重力は、 $1\text{ kg} \times 9.8\text{ m/s}^2 = 9.8\text{ N}$ ということになる。
- ③一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、自動車の重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。
- ④判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1N/kgは重量1kgあたり1Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1,000kgであるとすると、制動力は1,000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。
- ⑤自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。
- ⑥制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

第4章 年度別試験問題

1. 令和4年度 自動車検査員教習試験問題 177
2. 令和3年度 自動車検査員教習試験問題 187
3. 令和2年度 自動車検査員教習試験問題 197
4. 令和元年度 自動車検査員教習試験問題 207
5. 平成30年度 自動車検査員教習試験問題 215
6. 平成29年度 自動車検査員教習試験問題 223